

名古屋市公報	令和 5年10月 4日 第222号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長務局行政DX推進部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第37号)	5
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第38号)	6
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第39号)	8
規 則	
○ 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第81号)	10
告 示	
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第478号)	13
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課) (第479号)	15
○ 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要 (緑土・都市農業課) (第480号)	17
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第481号)	18
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第482号)	19
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第483号)	20
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第484号)	21
○ 名古屋市屋外広告物条例第 6条第 1項第 2号の規定により市長が指定する地域について (住都・ウォークブル・景観推進室) (第485号)	22
達	
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室) (第30号)	23
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室) (第31号)	25
交 通 局 告 示	
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について (第17号)	27
○ なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売	

並びになごや観光ルートバス及びなごや歴史満喫バスに乗車 できる乗車券の種類について	(第18号)	28
○ なごや観光ルートバス メーグル デジタル 1DAYチケッ トの発売について	(第19号)	31
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第12号)	33
○ 自動車係員服務規程の一部改正	(第13号)	46
公 告		
○ 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告	(ス市・地域振興課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	53
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	56
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	58
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	59
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	60
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	61
○ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の公告	(緑土・都市農業課)	62
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(経済・地域商業課)	63
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	66
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	69
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	72
○ 公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告	(総務・市立大学室)	73

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例（第37号）

1 改正内容

道路運送法（昭和26年法律第 183号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 5年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例（第38号）

1 改正内容

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5年法律第52号）による旅館業法（昭和23年法律第 138号）及び公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（第39号）

1 改正内容

(1) 介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

(2) 名古屋市総合リハビリテーションセンターの病院の廃止に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 3条まで、第 5条、第 6条、第13条及び第14条関係）

2 施行期日

令和 7年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第81号）
 - 1 改正内容
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）等の一部改正に伴い、様式を改めます。（第 1号様式関係）
 - 2 施行期日
令和 5年10月 1日から施行します。
-

達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第30号）
 - 1 改正内容
 - (1) 総務に係る特命事項の処理のための主査の設置に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - (2) スポーツ市民に係る特命事項の処理のための主査の設置に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主査を廃止するため、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 5年10月 1日から施行します。

- 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第31号）
 - 1 改正内容
新型コロナウイルス感染症対策における事務の縮小に伴い、一部の主査を廃止するため、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）
 - 2 施行期日
令和 5年10月 1日から施行します。

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第37号

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 2号中「第 9条第 6項第 3号」を「第 9条第 7項第 3号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年10月 1日から施行する。

名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第38号

名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例

(名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正)

第 1条 名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第15号中「又は第 3条の 3第 1項」を「、第 3条の 3第 1項又は第 3条の 4第 1項」に改める。

(名古屋市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2条 名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項及び第 3条中「及び法第 3条の 3第 3項」を「、第 3条の 3第 2項及び第 3条の 4第 3項」に改める。

第 5条中「第 5条第 3号」を「第 5条第 1項第 4号」に改める。

(名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 3条 名古屋市公衆浴場法施行条例（平成24年名古屋市条例第91号）の一部

を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「もの。」を「もの」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に、「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条第 2 号の規定に該当している場合における設置の場所の配置の基準については、第 3 条の規定による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第39号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する
条例

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項第 5号中「同条第23項」を「同条第24項」に改める。

第 2条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第 1条中「身体に障害の」を「障害が」に改める。

第 2条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4号中「第 1条の 5 第 1項に規定する病院及び同条第 2項」を「第 1条の 5第 2項」に改め、同条第 3項を削る。

第 3条第 1項中第 2号を削り、第 1号の 2を第 2号とし、第 5号を削り、第 6号を第 5号とし、第 7号から第 9号までを 1号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 5号」を「第 4号」に、「第 9号」を「第 8号」に、「同項第 6号」

を「同項第 5号」に改める。

第 5条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1項中「及び手数料（以下「使用料等」という。）」を削り、同項ただし書中「第 1号の 2イ」を「第 2号イ」に、「使用料等」を「使用料」に改め、同項中第 2号を削り、第 1号の 2を第 2号とし、第 3号を削り、第 4号を第 3号とし、同条第 2項中「から第 3号まで（第 2号ア(イ) 及びイを除く。）」を「及び第 2号」に改め、「法、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）、介護保険法その他の法令等により」及び「、診療及び訪問リハビリテーション等」を削り、「使用料等」を「使用料」に改め、同項ただし書中「使用料等」を「使用料」に、「第 1号の 2イ」を「第 2号イ」に改め、同項第 2号を削り、同項第 1号の 2イ中「前項第 1号の 2イ」を「前項第 2号イ」に改め、同号を同項第 2号とし、同条第 3項中「から第 3号まで」を「及び第 2号」に、「使用料等」を「使用料」に、「同号」を「これら」に改め、同条第 4項中「第 1項第 4号」を「第 1項第 3号」に改める。

第 6条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

第13条第 1項中「診療及び訪問リハビリテーション等を行う時間（以下「診療時間等」という。）及び」を削り、同条第 2項中「診療時間等及び」を削り、同条第 3項中「診療時間等以外の時間及び」及び「入院又は」を削る。

第14条第 3号中「使用料等」を「使用料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前の診療、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は居宅介護支援に係る第 2条の規定による改正前の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）			
必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料、国民健康保険資格情報及び後期高齢者医療資格情報について確認されることに同意します。			
氏 名	生 年 月 日	受診者との続柄	個 人 番 号

今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者	指 定 難 病	小 児 慢 性 特 定 疾 病
	☐ 有（氏名： ） （受給者番号： ） ☐ 無	☐ 有（氏名： ） （受給者番号： ） ☐ 無

指定医療機関			
※ 特定医療を受ける指定医療機関として希望するものを記入してください。			
名 称		所在地	
名 称		所在地	
名 称		所在地	
名 称		所在地	
名 称		所在地	

特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日		【申請日から 1 月以上前となっている理由】 ☐ 臨床調査個人票の受領に時間を要した ☐ 病状の悪化等により、提出に時間を要した ☐ 大規模災害に被災したこと等により、提出に時間を要した ☐ その他（ ）
-----------------------------	--	---

注 1 該当する□の中にレ印をつけてください。
2 支給認定の変更の申請をする場合は、受診者の氏名、住所及び電話番号、受給者番号並びに変更の必要が生じた事項並びに受診者の保護者が申請をする場合にあっては、当該保護者の氏名、住所、電話番号及び当該受診者との続柄を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年10月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 478号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、 字野田、字野畑、字洗堰、字瓢箪、字比良脇、字外新田、字東新川、字長田、字薄山、字西新川、字郷前、字下前、字市場屋敷、大字比良字野市場、大字上小田井字坂井戸、字東古川、字天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字味鉦字落合、大字喜惣治新田字中島、福德町字七合、字溝向、 字戸太夫割	図面西37の 18の区域	昭和46年 8 月 1日
------	--	-----------------	-----------------

」

を

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、 字野田、字野畑、字洗堰、字瓢 箆、字比良脇、字外新田、字東 新川、字長田、字薄山、字西新 川、字郷前、字下前、字市場屋 敷、大字比良字野市場、大字上 小田井字坂井戸、字東古川、字 天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字 味鋤字落合、大字喜惣治新田字 中島、福德町字七合、字溝向、 字戸太夫割	図面西37の 19の区域	昭和46年 8 月 1日
------	--	-----------------	-----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 479 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 9 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

東区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び港区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含み、検査に際し特級基準分銅が必要となるものは除きます。

3 実施の期日

令和 5 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 480号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
第 7条第 5項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画を令和 5年
7月31日に認定しましたので、同条第 6項の規定により、その概要を次のとおり
公表します。

令和 5年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
		○		市内の農 業振興地 域（中川 区富田地 区）	無	令和 5年度 から令和 9 年度まで	工藤 勉

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 481 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和5年9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
学校法人桜花学園	名古屋市昭和区緑町1 丁目7番地	令和5年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 482号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区園山町 3丁目 2番 1の一部、仁座町 1番の一部及び四谷通14番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 483号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区萩岡町62番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 484号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区不老町 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 485号

名古屋市屋外広告物条例第 6条第 1項第 2号の規定により市長が
指定する地域について

平成 3年名古屋市告示第 228号の一部を次のように改正し、令和 5年10月 1
日から施行します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

2 条例第 6条第 1項第 2号の規定による指定中「文化財保護法（昭和25年
法律第 214号）第27条の規定により指定された建造物から50メートル以内の地
域」を「文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第27条の規定により指定され
た建造物から50メートル以内の地域（ただし、八勝館及び名古屋テレビ塔を除
く。）」に改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室

総 務 局
スポーツ市民局
健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように
改正する。

令和 5 年 9 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとす る。 （略） 総 務 局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（7） （略） （略） スポーツ市民局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（3） （略）	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとす る。 （略） 総 務 局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（7） （略） 主 査（総務に係る特命事項 の処理） （1）総務に係る特命事項の処理に関する こと。 （略） スポーツ市民局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（3） （略） 主 査（スポーツ市民に係る 特命事項の処理） （1）スポーツ市民に係る特命事項の処理 に関すること。

(略) 健康福祉局 (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 (略) 主 査 (新型コロナウイルス 感染症対策) <u>(9)</u> (1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整) <u>(4)</u> (1) (略) (略)	(略) 健康福祉局 (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 (略) 主 査 (新型コロナウイルス 感染症対策) <u>(8)</u> (1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整) <u>(3)</u> (1) (略) (略)
---	---

附 則

この達は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

名古屋市達第31号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査<u>(9)</u> （略） 主 査<u>(4)</u> （略） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(9)</u> （1）（略） （略） 主 査（新型コロナウイルス	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査<u>(8)</u> （略） 主 査<u>(3)</u> （略） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策）<u>(8)</u> （1）（略） （略） 主 査（新型コロナウイルス

ワクチンに係る調 整) <u>(4)</u>	ワクチンに係る調 整) <u>(3)</u>
(1) (略) (略) 2～11 (略)	(1) (略) (略) 2～11 (略)

附 則

この達は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

名古屋市交通局告示第 17 号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成 23 年名古屋市交通局告示第 20 号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和 5 年 10 月 1 日から次のように改正します。

令和 5 年 9 月 29 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

表有限会社 K' s Works の項の次に次のように加えます。

株式会社光永 名古屋市緑区桃山四丁目 338 番地グローリアス緑区桃山 204	令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号に規定する専用一日乗車券の料金
--	--------------------------------------

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第18号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売並びに
なごや観光ルートバス及びなごや歴史満喫バスに乗車できる乗車券
の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発売します。

なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和5年名古屋市交通局告示第14号。以下「旧告示」という。）は、令和5年9月30日限り廃止します。

令和5年9月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発売場所

なごや観光ルートバス車内及びなごや歴史満喫バス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス、なごや歴史満喫バス及び都心ループバスに限って、券面

表示事項にかかわらず使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発売期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

6 料金の還付

料金の還付は行いません。

7 不正使用

1 DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

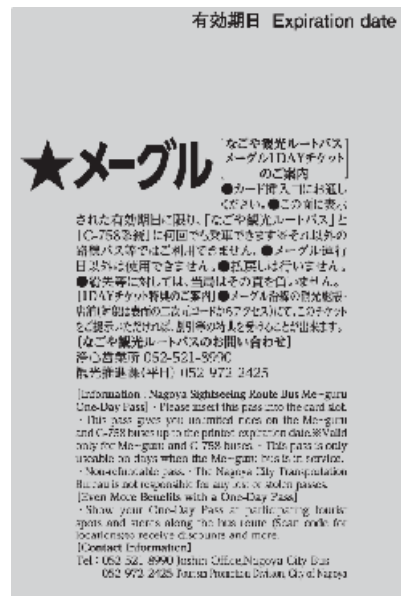
8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)

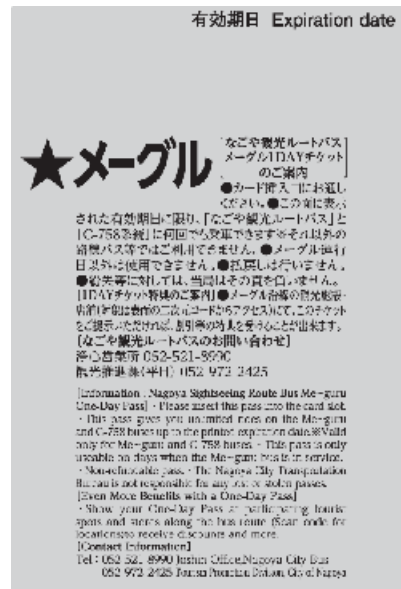


(2) 小児券

(表)



(裏)



9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバス及びなごや歴史満喫バスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I C カード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ
デ ジ タ ル チ ケ ッ ト	メーグル デジタル1DAYチケット及びバス全線一日 乗車券デジタルチケット

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバス及びなごや歴史満喫バスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発売した乗車券は、この告示により発売された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局告示第19号

なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケットの 発売について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケット（以下「デジタルチケット」という。）を次のように発売します。

なお、なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケットの発売について（令和5年交通局告示第15号。以下「旧告示」という。）は、令和5年9月30日限り廃止します。

令和5年9月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和5年10月1日から令和6年2月15日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発売方法

Ma a S（マルチモーダルモビリティサービス）スマートフォン用アプリ「my route」で発売します。

4 利用方法

乗車時にスマートフォン画面にデジタルチケットを表示して、乗務員に提示します。

5 使用条件

デジタルチケットは、画面に表示された人数が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス、なごや歴史満喫バス及び都心ループバスに限り、使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和5年10月1日から令和6年2月15日まで

7 料金の還付

料金の還付は行いません。

8 不正使用

デジタルチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

9 様式（画面イメージ）



10 その他

旧告示により発売した乗車券は、この告示により発売されたデジタルチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局管理規程第 12 号

名古屋市交通局会計規程（昭和 31 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 28 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第 40 条第 1 項ただし書中「チャージ機及びカード処理機」を「カード処理機及び料金箱」に改め、同条第 3 項中「領収書」の次に「及び領収書（様式第 21 号）により難いと金銭出納職が認める領収書のうち金銭出納職が指定した領収書」を加える。

別記 名古屋市交通局会計規程様式目次中

「			
払込書	第 4 0 条の 2 第 2 項、第 4 項	〃 第 2 3 号	を
」			
「			
払込書	第 4 0 条の 2 第 2 項、第 4 項	〃 第 2 3 号	に
〃	〃	〃 第 2 3 号の 2	
」			

改め、口座振替請求書の項及び納入通知書送付先変更届の項を削る。

様式第 21 号を次のように改める。

様式第21号

備考
この様式は2部複写とする。

登録番号 名古屋市自動車運送事業会計 T9800020000304 名古屋市高速度鉄道事業会計 T1800020000303									
No. _____ 納入通知書兼領収書原符									
納 入	納								
金 額									
内 訳		非課税							
		不課税							
		%対象							
ただし、									
年 月 日 領収 (課又は公所の名称) 名古屋市交通局 _____ 金銭収納員 氏名 _____									

登録番号 名古屋市自動車運送事業会計 T9800020000304 名古屋市高速度鉄道事業会計 T1800020000303									
No. _____ 納入通知書兼領収書									
納 入	様								
金 額									
内 訳		非課税							
		不課税							
		%対象							
ただし、									
上記のとおり納入してください。 名古屋市交通局長									
上記の金額を領収しました。 年 月 日 名古屋市交通局 金銭収納員 氏名 _____ 印									

様式第 2 3 号を次のように改める。

様式第23号

原 符

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員納		
金 額			
加 入 者	名古屋市交通局長		
			領収日付印

払 込 済 通 知 書

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員納		
金 額			
件 名			
課 税 区 分			
年 月 日 収入金			
予 算 科 目			
貸 方 科 目			
発 行	年 月 日		
発 行 課 名			
			領収日付印
上記のとおり通知します。 (宛先) 名古屋市交通局長			

払込書 兼 領収書

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員様		
金 額			
件 名			
課 税 区 分			
年 月 日 収入金			
予 算 科 目			
貸 方 科 目			
発 行	年 月 日		
発 行 課 名			
上記のとおり領収しました。			領収日付印
この領収書は、(名古屋市交通局出納取扱金融機関)の領収日付印を押すことによって効力を生じます。			

様式第 2 3 号の次に次の 1 様式を加える。

原 符

年度	年度	調定 払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員納		
金 額			
加 入 者	名古屋市交通局長		
			領収日付印

払 込 済 通 知 書

年度	年度	調定 払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員納		
金 額			
(内税)			
件 名			
課 税 区 分			
年 月 日 収入金			
予 算 科 目			
貸 方 科 目			
発 行	年 月 日		
発 行 課 名			
			領収日付印
上記のとおり通知します。 (宛先) 名古屋市交通局長			

払込書 兼 領収書

年度	年度	調定 払込	
会計			
払込者			
	金銭収納員様		
金 額			
(内税)			
件 名			
課 税 区 分			
年 月 日 収入金			
予 算 科 目			
貸 方 科 目			
発 行	年 月 日		
発 行 課 名			
上記のとおり領収しました。 名古屋市交通局長			
会計			領収日付印
T			
この領収書は、(名古屋市交通局出納取扱金融機関)の領収日付印を押すことによって効力を生じます。			

様式第 28 号を次のように改める。

原 符

年度	年度	調定	
		納入	
会計			
納入者			
	様納		
納入金額			
加入者	名古屋市交通局長		
			領収日付印

納入済通知書

年度	年度	調定	
		納入	
会計			
納入者			
	様納		
納入金額			
(内税)			
件名			
課税区分			
納期限	年 月 日		
予算科目			
貸方科目			
発行	年 月 日		
発行課名			
			領収日付印

上記のとおり通知します。
(宛先) 名古屋市交通局長

納入通知書 兼 領収書

年度	年度	調定	
		納入	
会計			
納入者			
	様		
納入金額			
(内税)			
件名			
課税区分			
納期限	年 月 日		
納入場所	(出納取扱金融機関) 本支店・出張所		
発行	年 月 日		
発行課名			
上記のとおり納入してください。			
名古屋市交通局長 T		名古屋市 交通局長印	
上記のとおり領収しました。			領収日付印
この領収書は、(名古屋市交通局出納取扱金融機関)の領収日付印を押すことによって効力を生じます。			

様式第 3 2 号及び様式第 3 3 号を次のように改める。

様式第 3 2 号及び様式第 3 3 号 削除

様式第 3 6 号を次のように改める。

取引先登録申込書（新規・変更・取消）

申込者控は、コピーをお渡しします。

（宛先）名古屋市交通局長

____年 ____月 ____日

1	登録番号																																
2	正式名称																																
3	カナ名称																																
4	代表者役職名 及び代表者氏名																																
5	代表者役職名及び 代表者氏名（カナ）																																
6	郵便番号・住所 （所 属）	〒																															
7	電話番号											8	FAX 番号																				
9	委任	（ 0 無 1 有 ）																															
10	通常口座											銀行 金組											本店 支店 出張所										
	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号										口座名義																			
	種目（1. 普通 2. 当座）																																
11	前払口座											銀行 金組											本店 支店 出張所										
	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号										口座名義																			
			1																														
	種目（1. 普通）																																
12	適格請求書発行事業者 登録番号の有無	（ 0 無 1 有 ）																				13	適格請求書発行事業者 登録番号										
14	備考																																

ご連絡先	ご担当者名										
	部署名・電話番号										

（変更）： ____年 ____月 ____日以降）

____登録番号

入力済

以上の件について登録してください。

また、交通局から受ける支払金は金融機関口座振替での支払いを希望するので下記によりあわせて登録してください。

記

- 1 ____年 ____月 ____日以降交通局との取引発生分の支払金について、本申込書記載の預金口座へ振り込んでください。
- 2 領収書は金融機関の振込引受書又は当座口振込引受書をもって代えさせていただきます。

添付書類

新規登録又は振込口座の変更の場合は通帳表紙の裏側の写しなど、
振込口座の金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるものを添付してください。

様式第 5 2 号を次のように改める。

原 符

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
納入者			
	様納		
納入金額			
加入者	名古屋市交通局長		
発行 年 月 日			領収日付印

保証金納付書

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
納入者			
	様納		
納入金額			
(内税)			
件 名			
課税区分			
予算科目			
貸方科目			
発行	年 月 日		
発行課名			
上記のとおり納付します。			領収日付印
(宛先) 名古屋市交通局長			

保証金保管証書

年度	年度	調定	
		払込	
会計			
納入者			
	様		
納入金額			
(内税)			
件 名			
課税区分			
予算科目			
貸方科目			
発行	年 月 日		
発行課名			
上記の金額を保管します。			
名古屋市交通局長			
会計 T			
この保管証書は、(名古屋市交通局出納取扱金融機関)の領収日付印を押すことによって効力を生じます。			領収日付印
この証書は買入れ又は譲渡はできません。			
保証金の還付は、この証書と引換えになりますから大切に保存してください。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市交通局会計規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第13号

自動車係員服務規程（平成17年5月30日交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

第7条第2項第1号中「し、乗務中にあつては、名札を車内所定の位置に掲げる」を「する」に改める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の46第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を述べることができます。

令和 5年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申請を行った認可地縁団体の名称

船方学区連絡協議会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

名古屋市

熱田区	一番一丁目から三丁目まで
	二番一丁目から二丁目まで
	四番一丁目から二丁目まで
	六番一丁目から三丁目まで
	八番一丁目から二丁目まで
	熱田西町 1の一部

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市熱田区四番二丁目10番16号

4 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名称	延床面積	所在地
倉庫	252.10平方メートル	名古屋市熱田区四番二丁目1310番地

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
北村 義昭	名古屋市熱田区一番一丁目 7番17号
村瀬 文藏	名古屋市熱田区四番二丁目 4番20号
金森 吉朗	名古屋市熱田区一番二丁目51番 4号
夏目 孝男	名古屋市熱田区一番二丁目 5番21号

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

令和 5年 9月25日から同年12月25日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ名古屋北店

名古屋市北区辻町 9丁目 1番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市北区辻町九丁目 1番地	名古屋市北区辻町 9丁目 1番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ワンダーコーポレーション	代表取締役 内藤 雅義	茨城県つくば市西大橋 599番地 1	—	—	—	令和 2年 2月 20日
2	(株)アルカスインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央区港島中町 六丁目 8番 1	—	—	—	令和 5年 2月 28日
3	—	—	—	(株)タカヨシ	代表取締役 黒田 智也	千葉市美浜区中瀬 1丁目 3番地	令和 5年 4月 28日

4	(株)マルビシ 洋装店	代表取締役 高木 茂希	愛知県津島 市天王通 6 番 3号	変更なし	変更なし	愛知県津島 市天王通り 六丁目 3番 地	令和 5年 9月 1日
5	(株)ペグ	代表取締役 常川 健志	名古屋市中 村区井深町 10番28号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区錦二丁目 11番 5号	令和 3年 9月 27日
6	(株)ぱそれす	代表取締役 友永 澄也	静岡市駿河 区稲川一丁 目 2番 6号	変更なし	変更なし	大阪市中央 区南本町二 丁目 6番 5 号	令和 2年 5月 1日
7	(株)スイート スタイル	代表取締役 古谷 大輔	東京都中央 区日本橋小 舟町 7番 2 号	変更なし	代表取締役 古矢 大輔	東京都中央 区京橋三丁 目 1番 1号	別途 記載
8	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市中 東区高社一 丁目 210番 地	変更なし	代表取締役 筒井 和宏	変更なし	令和 4年 7月 1日
9	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並 区荻窪四丁 目30番16号	変更なし	代表取締役 町野 雅俊	変更なし	令和 3年 5月 1日
10	(株)モリエ	代表取締役 内野 伸彦	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	g f . s (株)	変更なし	岐阜県岐阜 市金町六丁 目21番地	令和 4年 5月 2日
11	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	変更なし	代表取締役 川部 将士	岡山市北区 幸町 2番 8 号	別途 記載
12	(株)ジーンズ メイト	代表取締役 富沢 茂	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目49番 4 号	R E X T (株)	代表取締役 塩田 徹	東京都新宿 区西新宿 8 丁目17番 1 号	別途 記載

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 5年 9月 1日
- (2) No. 1からNo. 6までの小売業者及びNo. 8からNo.10までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No. 7の小売業者の代表者については、令和 5年 9月 1日、住所については、令和 2年11月 1日
- (4) No.11の小売業者の代表者については、令和 5年 2月 1日、住所について

は、令和 4年11月21日

- (5) No.12の小売業者の名称については、令和 3年 4月 1日、代表者については、令和 2年 7月 1日、住所については、令和 5年 2月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため
- (4) No. 4の小売業者については、住所誤記修正のため
- (5) No. 5及びNo. 6の小売業者については、住所変更のため
- (6) No. 7の小売業者については、代表者誤記修正及び住所変更のため
- (7) No. 8及びNo. 9の小売業者については、代表者変更のため
- (8) No.10の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (9) No.11の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (10) No.12の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 9月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月26日から令和 6年 1月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北区楠複合施設

名古屋市北区楠四丁目 507番 1 ほか18筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)タチヤ	代表取締役 武田 大輔	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)タチヤ	代表取締役 武田 大輔	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 5月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,082平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

89台

(2) 駐輪場の収容台数

71台

(3) 荷さばき施設の面積

335平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

72.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)タチヤ	午前 9時00分	午後 6時00分
中部薬品(株)	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
平面①駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
隔地②駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
--------	-----------

A棟東側	A 荷さばき施設	午前 6時00分から午後 3時00分まで
A棟東側	B 荷さばき施設	
A棟西側	C 荷さばき施設	午前 6時00分から午前 8時00分まで
A棟西側	D 荷さばき施設	
B棟南側	E 荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 5年 9月15日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所区政部地域力推進室

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月26日から令和 6年 1月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サポーレ熱田伏見通り店

名古屋市熱田区新尾頭二丁目 411番 ほか 8筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サポーレ熱田店	サポーレ熱田伏見通り店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)サポーレ	代表取締役 坂崎 英樹	三重県津市 柳山津興 3289番地	変更なし	変更なし	三重県津市 寿町 535番 地95

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)サポーレ	代表取締役 坂崎 英樹	三重県津市 柳山津興 3289番地	変更なし	変更なし	三重県津市 寿町 535番 地95

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 3年 4月27日
- (2) 設置者及び小売業者については、令和 4年 6月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 9月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月26日から令和 6年 1月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 9月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1593号	(株)得田管 工芸	得田 伸治	名古屋市西区比良二 丁目 160番地の 3	令和 5年 8月16日
第1594号	(株)帝設備	細井 帝寿	名古屋市守山区川村 町 172番地の 2	令和 5年 8月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年 9月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 464号	(有)寿設備 工業	細井 朝香	名古屋市守山区川村 町 172番地の 2	令和 5年 8月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年 9月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1593号	㈱得田管 工芸	得田 伸治	名古屋市西区比良二 丁目 160番地の 3	令和 5年 8月16日
第1594号	㈱帝設備	細井 帝寿	名古屋市守山区川村 町 172番地の 2	令和 5年 8月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 5年 9月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 464号	(有)寿設備 工業	細井 朝香	名古屋市守山区川村 町 172番地の 2	令和 5年 8月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、同条第5項の規定による愛知県知事の同意を得て農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係書類を一般の縦覧に供します。

令和 5年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時00分まで。ただし、正午から午後 1時00分までを除きます。

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

覚王山フランテ

名古屋市千種区丘上町 1丁目39番地

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の必要台数の確保

(a) 建物南東側26台の駐車場を廃止予定と聞き、大変驚くと共に交通安全に心配をしている。令和 4年の 1年間の年間ピーク利用台数が65台とのことだが、そもそも令和 4年は厳しい新型コロナウイルス感染症対策のため、皆が生活に必要最小限の買い物しかしない。つまり、できるだけ短時間しか滞在しないようにしていたので、駐車場に余裕があるのは当然の状態であった。しかし、日

常生活が戻りつつある今、覚王山フランテでは、地下駐車場も満車になることが多くなり、廃止しようとする駐車場及び従業員駐車場に車があることも珍しくない気がする。

b 駐車場の位置及び構造等

(a) 地下駐車場が満車の場合、警備員が 2階駐車場に案内するようだが、現在、同店の北側道路は地下鉄 4番出入口がすぐ近くにあり、非常に人通りが激しく、また、和菓子屋の隣には路側帯内に大きな電柱があるため、歩行者が車道に出てしまうことも少なくない。従って警備員が 2階駐車場に誘導しても、交通事故を起こす可能性が非常に高い状態である。（田代小学校や椋山女学園などの生徒が非常に多いことも考慮してほしい。）

(b) 無事に 2階にたどり着いても、出庫の際には、その面する道路は南側への一方通行のため、北側の広小路通に非常に行きにくい。

(2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア そもそも覚王山フランテは高級食材をリーズナブルに提供する非常に質の高いスーパーマーケットのため、遠方からわざわざ車で買い物にくる客が多い気がする。この計画は危険性が高い。

イ もしどうしても計画通りにするのなら、せめて和菓子屋の隣にある電柱と標識を移設してもらえないか。ベビーカーなどが通りにくく、いつも交通事故が心配である。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
千種区役所情報コーナー及び昭和区役所区政部地域力推進室

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月29日から同年10月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
星が丘駐車場	1,149台	1,127台	1,149台	1,127台
タイムズ星が丘テラス前駐車場	35台	変更なし	40台	変更なし
星ヶ丘ボウル立体駐車場	290台	—	290台	—
計	1,474台	1,162台	1,479台	1,167台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
星ヶ丘ボウル立体駐車場	日曜日、月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日は午前 9時00分から午後12時00分まで 金曜日及び土曜日並びに祝日の前日は午前 9時00分から午前 2時00分まで ただし、12月31日は午前 9時00分から午前 2時00分まで、1月 1日から同月 3日までは午前 9時00分から午前 4時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	1箇所	変更なし
出口	2箇所	1箇所
出入口	3箇所	2箇所
計	6箇所	4箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 5月26日

4 変更しようとする理由

施設計画変更及び利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 5年 9月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月29日から令和 6年 1月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエイギャラリー

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか38筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	ココク(株)	代表取締役 上村 健太	滋賀県湖南 市石部西三 丁目 6番 8 号	—	—	—	令和 4年 9月 30日
2	(有)フロムワ ン	取締役 寺田 司	横浜市港南 区 野 庭 町 1262番地 1 号	—	—	—	令和 4年 11月 30日
3	(有)キース	代表取締役 川崎 圭太	名古屋市東 区 徳 川 町 1004番地	—	—	—	令和 5年 9月 3日

4	(株)ショウエイ	代表取締役 森 大	東京都足立区千住緑町一丁目19番20号	—	—	—	令和4年9月30日
5	MONOLISIX(株)	代表取締役 小路 康丸	名古屋市中区錦二丁目9番20号	変更なし	代表取締役 齋藤 徹	名古屋市中村区名駅三丁目4番10号	令和5年6月30日
6	—	—	—	(有)UNIR	代表取締役 井田 大嗣	神戸市北区鈴蘭台西町五丁目16番1	令和5年7月1日
7	—	—	—	(株)トークン	代表取締役 永津 嘉人	名古屋市熱田区川並町4番8号	令和4年10月1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 5の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 6及びNo. 7の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年 9月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月29日から令和 6年 1月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の

休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5 年 9 月 27 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 9 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
住宅都市局技師	停職 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号

公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第34条第 3 項及び公立大学法人名古屋市立大学定款第 7 条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の財務諸表を公告します。

令和 5 年 9 月 28 日

公立大学法人名古屋市立大学理事長 郡 健二郎

令和 4 年 度

財 務 諸 表

第 1 7 期

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

公立大学法人 名古屋市立大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	5
キャッシュ・フロー計算書	6
利益の処分にに関する書類	7

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細	15
(2) 棚卸資産の明細	16
(3) 有価証券の明細	16
(4) 長期貸付金の明細	16
(5) 長期借入金の明細	17
(6) 引当金の明細	18
(7) 資産除去債務の明細	18
(8) 保証債務の明細	18
(9) 目的積立金の取崩しの明細	19
(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	21
(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細	22
(12) 役員及び教職員の給与の明細	25
(13) 開示すべきセグメント情報	26
(14) 業務費及び一般管理費の明細	27
(15) 寄附金の明細	29
(16) 受託研究の明細	29
(17) 共同研究の明細	30
(18) 受託事業等の明細	30
(19) 科学研究費助成事業等の明細	31
(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	32
(21) 関連公益法人等の概要等	33

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
Ⅰ. 固定資産		
1. 有形固定資産		
土地		34,078,142
建物	95,940,496	
減価償却累計額	<u>△48,491,463</u>	47,449,033
構築物	1,585,257	
減価償却累計額	<u>△578,143</u>	1,007,114
工具器具備品	42,973,293	
減価償却累計額	<u>△25,467,027</u>	17,506,265
図書		5,961,212
美術品・収蔵品		20,770
車両運搬具	6,093	
減価償却累計額	<u>△5,557</u>	536
建設仮勘定		<u>1,914,978</u>
有形固定資産合計		107,938,051
2. 無形固定資産		
特許権		23,976
ソフトウェア		148,830
その他		<u>83,615</u>
無形固定資産合計		256,422
3. 投資その他の資産		
投資有価証券		282,802
長期貸付金		16,100
差入保証金		262
破産再生更生債権等	144,020	
徴収不能引当金	<u>△144,020</u>	-
投資その他の資産合計		<u>299,165</u>
固定資産合計		108,493,639
Ⅱ. 流動資産		
現金及び預金		21,262,261
未収附属病院収入	12,587,429	
徴収不能引当金	<u>△94,690</u>	12,492,739
有価証券		1,000,000
棚卸資産		16,591
医薬品及び診療材料		1,359,491
前払費用		91,274
未収金		4,560,288
貸付金		16,060
その他		<u>31,196</u>
流動資産合計		<u>40,829,903</u>
資産合計		<u>149,323,543</u>

負債の部			
Ⅰ. 固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金等	1,958,917		
資産見返補助金等	916,241		
資産見返寄附金	978,674		
資産見返物品受贈額	10,534,749		
建設仮勘定見返施設費	580,500		
建設仮勘定見返補助金	459,215	15,428,297	
長期寄附金債務（注）		797,442	
長期借入金		8,596,618	
退職給付引当金		541,898	
長期リース債務		746,077	
長期資産除去債務		40,294	
固定負債合計			26,150,629
Ⅱ. 流動負債			
運営費交付金債務（注）	1,090,941		
寄附金債務（注）	2,617,255		
前受受託研究費（注）	200,087		
前受共同研究費（注）	143,419		
前受受託事業費等（注）	628,034		
前受金	132,390		
科学研究費助成事業等預り金（注）	567,377		
預り補助金等（注）	294,575		
一年以内返済予定長期借入金	2,077,531		
未払金	12,220,138		
未払消費税等	8,059		
預り金	495,316		
賞与引当金	198,594		
リース債務	438,950		
流動負債合計			21,112,673
負債合計			47,263,302
純資産の部			
Ⅰ. 資本金			
地方公共団体出資金	111,387,596		
資本金合計			111,387,596
Ⅱ. 資本剰余金			
資本剰余金	24,085,171		
減価償却相当累計額（△）（注）	△50,245,226		
減損損失相当累計額（△）（注）	△348		
利息費用相当累計額（△）（注）	△5,667		
除売却差額相当累計額（△）（注）	△392,223		
資本剰余金合計			△26,558,294
Ⅲ. 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金（注）	936,226		
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金（注）	10,662,685		
積立金（注）	179,722		
当期末処分利益	5,510,093		
（うち当期総利益 5,510,093）			
利益剰余金合計			17,288,727
Ⅳ. 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△57,789		
評価・換算差額等合計			△57,789
純資産合計			102,060,240
負債純資産合計			149,323,543

（注）これらは、公立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	1,182,969		
研究経費	1,899,014		
診療経費	39,084,040		
教育研究支援経費	325,262		
受託研究費	907,659		
共同研究費	184,849		
受託事業費	272,527		
役員人件費	147,463		
教員人件費	10,383,897		
職員人件費	27,799,322	82,187,006	
一般管理費		1,641,100	
財務費用			
支払利息	16,633	16,633	
雑損		18,173	
経常費用合計			83,862,912
経常収益			
運営費交付金収益(注)		9,579,291	
授業料収益(注)		2,299,163	
入学金収益(注)		413,158	
検定料収益(注)		103,349	
手数料収益		288	
附属病院収益		62,292,956	
受託研究収益(注)		1,017,647	
共同研究収益(注)		191,261	
受託事業等収益(注)		305,491	
寄附金収益(注)		608,138	
補助金等収益(注)		9,001,725	
施設費収益(注)		352,070	
研究関連収入		224,551	
その他の業務収益		9,199	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金等戻入	231,625		
資産見返補助金等戻入	181,797		
資産見返寄附金戻入	208,403		
資産見返物品受贈額戻入	1,623,300	2,245,126	
財務収益			
受取利息	459		
受取配当金	995	1,454	
雑益			
財産貸付料収入	226,416		
その他	293,094	519,510	
経常収益合計			89,164,385
経常利益			5,301,473
臨時損失			
固定資産除却損		36,068	
損害賠償金		45,598	
その他		421,496	503,163
臨時利益			
除売却資産見返負債戻入(注)		30,100	
損害賠償金保険金収入		52,534	
補助金収益(注)		109,913	
施設費収益(注)		418,000	
徴収不能引当金戻入		27,930	
その他		2,119	640,597
当期純利益			5,438,906
目的積立金取崩額(注)			45,465
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			25,720
当期総利益			5,510,093

(注) これらは、公立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位 : 千円)

当期総利益		5,510,093	
減価償却相当額	△2,880,307		
利息費用相当額	△32		
除売却差額相当額	△12,582		
賞与引当増加相当額	△12,085		
退職給付引当増加相当額	△1,485,111		
小計		△4,380,088	
施設費収益相当額		616,709	
その他		393,699	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			2,130,433

科学研究費助成事業等に関する注記

(単位 : 千円)

当期受入額	839,374
当期支出額	867,393

純資産変動計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	I 資本金		II 資本剰余金							III 利益剰余金					IV 評価・換算差額等			純資産合計				
	設立団体出資金	資本金合計	資本剰余金	うち 施設費	うち 地方公共団体 出資	うち 無償譲与	うち 寄附金等	うち 目的積立金	減価償却相当累計 額 (△)	減価損失 相当累計 額 (△)	利息費用相 当累計額 (△)	除売却差額相 当累計額 (△)	資本剰余金合計	期中間目繰出 間繰積立金	目的積立金	積立金	当期未処分利益		うち 当期総利益	利益剰余金合計	その他の有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計
当期末残高	111,387,596	111,387,596	23,074,762	16,373,295	△483,038	2,761,705	193,016	4,229,783	△47,744,559	△348	△5,635	-	△24,675,780	1,088,774	1,420,353	91,286	9,643,105	-	12,243,520	△51,359	△51,359	98,903,976
当期変動額																						
I 資本金の当期変動額																						
II 資本剰余金の当期変動額																						
固定資産の取得			1,010,537	616,709										1,010,537								1,010,537
固定資産の処分却														△12,582								△12,582
減価償却									379,640				△382,223	△2,880,307								△2,880,307
時の経過による資産 除去債務の増加											△32											△32
その他の資本剰余金の 当期変動額（純額）			△128						△128				△128									△128
III 利益剰余金の当期変動額																						
(1) 利益の処分																						
利益処分による積立														9,554,689	88,436	△9,643,105	-	-	-	-	-	-
(2) その他																						
当期総利益																	5,438,906	5,438,906	5,438,906			5,438,906
期中間目繰出間繰結 算金取崩額														△25,720			25,720	25,720	-	-	-	-
目的積立金取崩額															△45,465		45,465	45,465	-	-	-	-
その他の利益剰余金の 当期変動額（純額）														△126,827	△266,871			△393,699			△393,699	
IV 評価・換算差額等の当期 変動額（純額）																				△6,429	△6,429	△6,429
当期変動額合計	-	-	1,010,409	616,709	-	-	-	393,699	△2,500,666	-	△32	△392,223	△1,882,513	△152,548	9,242,331	88,436	△4,133,012	5,510,093	5,045,207	△6,429	△6,429	3,156,264
当期末残高	111,387,596	111,387,596	24,085,171	16,990,005	△483,038	2,761,705	193,016	4,623,483	△50,245,226	△348	△5,667	△392,223	△26,558,294	936,226	10,462,685	179,722	5,510,093	5,510,093	17,288,727	△57,789	△57,789	102,060,240

(単位：千円)

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△37,678,667
人件費支出	△38,519,948
その他の業務支出	△1,804,104
運営費交付金収入	10,151,051
授業料収入	2,249,682
入学金収入	419,907
検定料収入	103,593
手数料収入	288
附属病院収入	61,114,689
受託研究収入	977,613
共同研究収入	205,831
受託事業等収入	574,718
補助金等収入	9,358,201
寄附金収入	850,129
その他の業務収入	869,827
科学研究費助成事業等預り金等の増加	2,674
預り金等の増加	66,969
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,942,456
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△3,250,000
定期預金の払戻による収入	2,750,000
有価証券の取得による支出	△1,000,000
有形固定資産の取得による支出	△7,158,118
無形固定資産の取得による支出	△32,880
投資その他の資産の取得による支出	△14,264
投資その他の資産の返還による収入	2,344
施設費による収入	920,577
小計	△7,782,340
利息及び配当金の受取額	1,454
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,780,885
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△538,874
長期借入金の返済による支出	△2,746,897
長期借入れによる収入	6,565,743
小計	3,279,972
利息の支払額	△16,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,263,632
IV 資金増加額	4,425,204
V 資金期首残高	16,087,057
VI 資金期末残高	20,512,261

利益の処分に関する書類

(単位 : 円)

I	当期未処分利益			5,510,093,232
	当期総利益	5,510,093,232		
II	利益処分額			
	積立金	83,373,631		
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額			
	教育、研究及び診療の質の向上並びに 組織運営の改善目的積立金	<u>5,426,719,601</u>	<u>5,426,719,601</u>	<u>5,510,093,232</u>

重要な会計方針等

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（令和４年８月３１日総務省告示第２８５号改訂）及び「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ（総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会 令和４年９月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、以下の運営費交付金については費用進行基準を採用しています。

- （１）退職一時金に充当される運営費交付金
- （２）交付者である名古屋市が、市からの承継研究機器更新及び附属病院の設備維持補修として指定した運営費交付金

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～５０年
構築物	２～４５年
工具器具備品	２～２０年

また、特定の資産（地方独立行政法人会計基準第８７）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（地方独立行政法人会計基準第９１）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しています。

３．引当金の計上基準

（１）退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第８９第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の

当期増加額を計上しています。

(2) 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。なお、賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上していません。

また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行
政法人会計基準第88第2項に基づき計算された当事業年度末の賞与引当相当額から前事
業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴
収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計
上しています。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。

(評価差額は純資産直入法により処理しています。)

5. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しています。

(2) 医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による低価法により評価しています。

6. リース取引についての会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引
に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

1. 貸借対照表関係

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 運営費交付金から充当されるべき引当外賞与の見積額 | 1,535,902 千円 |
| (2) 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額 | 12,558,495 千円 |

2. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	21,262,261 千円
うち定期預金	750,000 千円
(差引) 資金残高	20,512,261 千円

(2) 重要な非資金取引

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 現物寄附による資産・消耗品の取得 | 185,820 千円 |
| ② ファイナンス・リースによる資産の取得 | 441,071 千円 |

3. 重要な債務負担行為

当期以前に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは、以下のとおりです。

(単位：千円)

件名	契約金額	翌期以降支払予定額
名市大病院 救急・災害医療センター（仮称）新築工事	23,181,445	22,368,526

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国債、地方債及び政府保証債等その他総務省令で定める有価証券、銀行その他総務省令で定める金融機関への預貯金を対象とし、名古屋市からの長期借入により資金を調達しています。

なお、保有している株式は寄附により取得したものであります。

名古屋市からの長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、名古屋市長により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金は注記を省略しており、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額(※1)
(1) 投資有価証券	282,802	282,802	—
(2) 有価証券	1,000,000	1,000,000	—
(3) 未収附属病院収入	12,587,429	12,587,429	—
徴収不能引当金(※2)	△94,690	△94,690	—
(4) 長期借入金	(10,674,149)	(10,677,241)	(3,091)
(5) 長期リース債務	(1,185,028)	(1,188,011)	(2,982)

(※１) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※２) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価： レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 投資有価証券及び(２) 有価証券

この時価は、取引所の価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

(３) 未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち徴収不能懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

(４) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(５) 長期リース債務

この時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、リース債務を含んでおります。

6. 賃貸等不動産関係

当法人は、名古屋市その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 資産除去債務関係

(１) 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に基づくアスベスト除去費用等につき、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時点での使用見込期間を残存耐用年数（3～17 年）、割引率は期間に応じた国債利回り（-0.108～1.86%）を使用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

期首残高	40,267 千円
時の経過による調整額	26 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>－ 千円</u>
期末残高	<u>40,294 千円</u>

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	467,037 千円
退職給付費用	124,728 千円
退職給付の支払額	<u>△49,866 千円</u>
期末における退職給付引当金	<u>541,898 千円</u>

②退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	124,728 千円
----------------	------------

9. 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

(単位 : 千円)

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	84,366,076	
(2) (控除) 自己収入等	△65,269,634	
業務費用合計		19,096,441
II 資本剰余金を減額したコスト等		4,390,068
III 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用		260,713
IV (控除) 設立団体納付額		－
V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		23,747,224
公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法		
地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率		
10年利付政府保証債の令和5年3月末利回りを参考に0.320%で計算している。		

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しています。

ただし、利益の処分に関する書類（案）は、円単位で表示しています。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:千円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要
							当期 償却額		当期減損 損失	当期減損 損失相当額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	89,866,425	854,820	133,212	90,588,033	46,186,319	2,308,394	-	-	-	44,401,714	
	構築物	798,252	22,311	251,252	569,311	408,471	21,138	-	-	-	160,840	
	工具器具備品	3,895,447	113,984	7,756	4,001,675	3,314,136	499,185	-	-	-	687,539	
	計	94,560,125	991,116	392,222	95,159,020	49,908,927	2,828,718	-	-	-	45,250,093	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	5,206,980	145,644	161	5,352,463	2,305,144	324,256	-	-	-	3,047,318	
	構築物	477,576	543,738	5,368	1,015,946	169,672	25,591	-	-	-	846,274	
	工具器具備品	36,031,745	4,178,071	1,238,199	38,971,617	22,152,891	4,689,840	-	-	-	16,818,726	
	図書	5,970,146	26,712	35,647	5,961,212	-	-	-	-	-	5,961,212	
	車両運搬具	6,093	-	-	6,093	5,557	183	-	-	-	536	
	計	47,692,543	4,894,166	1,279,376	51,307,333	24,633,265	5,039,873	-	-	-	26,674,067	
非償却 資産	土地	34,078,142	-	-	34,078,142	-	-	-	-	-	34,078,142	
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770	
	建設仮勘定	662,889	1,329,822	77,733	1,914,978	-	-	-	-	-	1,914,978	
	計	34,761,802	1,329,822	77,733	36,013,890	-	-	-	-	-	36,013,890	
有形固定 資産合計	土地	34,078,142	-	-	34,078,142	-	-	-	-	-	34,078,142	
	建物	95,073,405	1,000,465	133,374	95,940,496	48,491,463	2,632,651	-	-	-	47,449,033	(注) 1
	構築物	1,275,829	566,049	256,620	1,585,257	578,143	46,730	-	-	-	1,007,114	
	工具器具備品	39,927,193	4,292,056	1,245,956	42,973,293	25,467,027	5,189,026	-	-	-	17,506,265	(注) 2
	図書	5,970,146	26,712	35,647	5,961,212	-	-	-	-	-	5,961,212	
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770	
	車両運搬具	6,093	-	-	6,093	5,557	183	-	-	-	536	
	建設仮勘定	662,889	1,329,822	77,733	1,914,978	-	-	-	-	-	1,914,978	
	計	177,014,470	7,215,105	1,749,332	182,480,244	74,542,192	7,868,591	-	-	-	107,938,051	
無形固定 資産(特定償 却資産)	ソフトウェア	417,353	5,599	-	422,952	336,299	51,589	-	-	-	86,652	
	計	417,353	5,599	-	422,952	336,299	51,589	-	-	-	86,652	
無形固定 資産(特定償 却資産以外)	特許権	36,325	12,420	5,922	42,823	18,847	5,230	-	-	-	23,976	
	ソフトウェア	1,447,924	47,784	88,281	1,407,427	1,345,249	19,271	-	-	-	62,178	
	その他	71,273	27,044	14,354	83,963	-	-	348	-	-	83,615	
	計	1,555,523	87,248	108,558	1,534,214	1,364,096	24,501	348	-	-	169,769	
無形固定 資産合計	特許権	36,325	12,420	5,922	42,823	18,847	5,230	-	-	-	23,976	
	ソフトウェア	1,865,277	53,383	88,281	1,830,379	1,681,548	70,860	-	-	-	148,830	
	その他	71,273	27,044	14,354	83,963	-	-	348	-	-	83,615	
	計	1,972,876	92,848	108,558	1,957,166	1,700,396	76,091	348	-	-	256,422	
投資その他の 資産	投資有価証券	289,232	-	6,429	282,802	-	-	-	-	-	282,802	
	長期貸付金	15,680	3,000	2,580	16,100	-	-	-	-	-	16,100	
	差入保証金	718	204	660	262	-	-	-	-	-	262	
	破産再生更生債権等	107,922	58,445	22,346	144,020	-	-	-	-	-	144,020	
	徴収不能引当金	△107,922	22,346	58,445	△144,020	-	-	-	-	-	△144,020	
	計	305,631	83,996	90,461	299,165	-	-	-	-	-	299,165	

(注) 1 建物の当期増加額は、桜山研究棟エネルギーセンター中央監視装置更新工事290,831千円など実施したことによるものです。

(注) 2 工具器具備品の当期増加額は、教育研究目的の資産900,689千円、診療目的の資産3,100,146千円などを取得したことによるものです。
を取得したことによるものです。

(2) 棚卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	18,620	224,457	-	226,486	-	16,591	
棚卸資産計	18,620	224,457	-	226,486	-	16,591	
医薬品	694,689	14,817,558	-	14,637,055	-	875,192	
診療材料	480,104	8,040,048	-	8,035,854	-	484,298	
医薬品及び診療材料計	1,174,794	22,857,606	-	22,672,909	-	1,359,491	

(注) 本表の医薬品の払出・振替には、研究経費での払出額16,711千円が含まれております。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類及び 銘 柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた 評価差額	摘 要
	譲渡性預金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-	
	計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-	
貸借対照表 計上額				1,000,000		

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

その他 有価証券	種類及び 銘 柄	取得価額	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた 評価差額	その他 有価証券 評価差額	摘要
	東邦瓦斯(株)	38,000	39,408	39,408	-	1,408	
	中部電力(株)	850	979	979	-	128	
	ユビキタス・マスター・シリーズ・ トラスト クラスHフアット	301,741	242,415	242,415	-	△59,326	
	計	340,592	282,802	282,802	-	△57,789	
貸借対照表 計上額				282,802			

(注) 保有している株式及び投資信託は寄附により取得したものであります。

(4) 長期貸付金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	償却額		
田坂学生奨学基金貸付金	26,680 (13,000)	12,760	400	8,680	30,360 (15,960)	
看護学生学資金	2,000 -	-	1,000	500	500 -	
新型コロナウイルス感染 症貸付金	- -	100	-	-	100 (100)	
医学部救急科専門医・麻 酔科専門医育成奨学金	- -	1,200	-	-	1,200 -	
合 計	28,680 (13,000)	14,060	1,400	9,180	32,160 (16,060)	

(注) 一年以内回収予定長期貸付金は内数で括弧内に記載しております。

(5) 長期借入金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率(%)	返済期限	摘 要
名古屋市からの借入金	148,200 (16,200)	-	16,200	132,000 (16,200)	0.264%	令和12年度	
名古屋市からの借入金	626,000 (62,000)	-	62,000	564,000 (62,000)	0.308%	令和13年度	
名古屋市からの借入金	358,916 (32,541)	-	32,541	326,374 (32,541)	0.434%	令和14年度	
名古屋市からの借入金	5,000 (5,000)	-	5,000	- (-)	0.149%	令和4年度	
名古屋市からの借入金	750,000 (375,000)	-	375,000	375,000 (375,000)	0.020%	令和5年度	
名古屋市からの借入金	1,125,000 (375,000)	-	375,000	750,000 (375,000)	0.036%	令和6年度	
名古屋市からの借入金	38,186 (-)	-	-	38,186 (1,414)	0.238%	令和31年度	
名古屋市からの借入金	1,350,000 (337,500)	-	337,500	1,012,500 (337,500)	0.050%	令和7年度	
名古屋市からの借入金	290,000 (-)	-	-	290,000 (-)	0.676%	令和32年度	
名古屋市からの借入金	270,000 (67,500)	-	67,500	202,500 (67,500)	0.050%	令和7年度	
名古屋市からの借入金	1,500,000 (-)	-	-	1,500,000 (375,000)	0.093%	令和8年度	
名古屋市からの借入金	90,000 (-)	-	-	90,000 (22,500)	0.093%	令和8年度	
名古屋市からの借入金	304,000 (-)	-	-	304,000 (76,000)	0.093%	令和8年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	449,000	-	449,000 (-)	0.834%	令和34年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	23,949	-	23,949 (-)	0.834%	令和34年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	15,638	-	15,638 (-)	0.834%	令和34年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	2,128,000	-	2,128,000 (266,000)	0.093%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	18,000	-	18,000 (-)	0.268%	令和14年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	260,000	-	260,000 (32,500)	0.093%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	307,000	-	307,000 (38,375)	0.093%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	1,650,000	-	1,650,000 (-)	0.086%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	191,000	-	191,000 (-)	0.086%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	29,000	-	29,000 (-)	0.086%	令和9年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	18,000	-	18,000 (-)	0.086%	令和9年度	
合 計	6,855,303 (1,270,741)	5,089,587	1,270,741	10,674,149 (2,077,531)			

(注) 一年以内に返済する予定の長期借入金は内数で括弧内に記載しております。

(6) 引当金の明細

(6) - 1 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	172,796	198,594	172,796	-	198,594	
合 計	172,796	198,594	172,796	-	198,594	

(6) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
徴収不能引当金 (破産再生更生債権等)	107,922	36,098	144,020	△107,922	△36,098	△144,020	(注)
徴収不能引当金 (未収附属病院収入)	11,471,789	1,115,640	12,587,429	△122,900	28,210	△94,690	(注)
合 計	11,579,711	1,151,738	12,731,450	△230,823	△7,887	△238,710	

(注) 一般債権は徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(6) - 3 退職給付引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	467,037	124,728	49,866	541,898	
退職一時金に係る債務	467,037	124,728	49,866	541,898	
厚生年金基金に係る債務	-	-	-	-	
未認識過去勤務債務及び 未認識数理計算上の差異	-	-	-	-	
年金資産	-	-	-	-	
退職給付引当金	467,037	124,728	49,866	541,898	

(7) 資産除去債務の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則等	40,267	32	5	40,294	基準第91の特定「有」
合 計	40,267	32	5	40,294	

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金			
	教育事業	研究事業	一般管理事業	計
建物	87,495			87,495
建物附属設備	29,007			29,007
工具器具備品	2,224			2,224
長期貸付金	1,200			1,200
貸付金	6,901			6,901
小計	126,827			126,827
教育経費				
備品費	6,336			6,336
奨学費	6,060			6,060
消耗品費	5,553			5,553
小計	17,950			17,950
研究経費				
奨学費		4,333		4,333
小計		4,333		4,333
一般管理費				
備品費			228	228
修繕費			1,594	1,594
報酬謝金費			1,151	1,151
消耗品費			462	462
小計			3,437	3,437
中期目標期間終了時の 積立金への振替額	-	-	-	-
合計	144,777	4,333	3,437	152,548

(単位：千円)

積立金の名称及び事業名	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金			
	教育事業	診療事業	一般管理事業	計
建物	-	118,649	-	118,649
建物附属設備	-	50,872	3,645	54,518
構築物	-	9,086	-	9,086
工具器具備品	45,543	1,152	32,329	79,024
医療用機器	-	5,720	-	5,720
小計	45,543	185,481	35,974	267,000
診療経費				
備品費	-	224	-	224
諸会費	-	19,152	-	19,152
支払手数料	-	2,620	-	2,620
職員被服費	-	13,975	-	13,975
消耗品費	-	181	-	181
業務委託費	-	1,375	-	1,375
修繕費	-	3,910	-	3,910
研修旅費	-	1,149	-	1,149
図書費	-	13	-	13
研修費	-	338	-	338
業務出張旅費	-	2,396	-	2,396
郵送料	-	0	-	0
小計	-	45,337	-	45,337
中期目標期間終了時の 積立金への振替額	-	-	-	-
合計	45,543	230,819	35,974	312,337

(1 0) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(1 0) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成30年度	104,780	-	-	-	-	-	-	104,780
令和元年度	294,138	-	-	-	-	-	-	294,138
令和2年度	127,492	-	-	-	-	-	-	127,492
令和3年度	231,089	-	-	113,310	-	-	113,310	117,779
令和4年度	-	10,151,051	9,579,291	125,008	-	-	9,704,299	446,751
合 計	757,501	10,151,051	9,579,291	238,319	-	-	9,817,610	1,090,941

(1 0) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	令和3年度交付分	令和4年度交付分	合計
期間進行基準	-	8,939,334	8,939,334
費用進行基準	-	639,957	639,957
合 計	-	9,579,291	9,579,291

(1 1) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(1 1) - 1 施設費の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期交付額	左の会計処理内訳				期末残高	摘 要
			建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	収益	その他		
データサイエンス学部（仮称）の開設備	-	47,657	-	35,095	12,562	-	-	
研究体制の整備	-	10,304	-	-	10,304	-	-	
桜山キャンパスエネルギーセンターの更新	-	583,330	1,870	559,739	21,720	-	-	
救急・災害医療センター（仮称）の整備	-	689,175	570,710	14,807	103,657	-	-	
東部医療センター旧東病棟防災壁の更新	-	22,000	-	-	22,000	-	-	
キャンパス整備基本計画の策定	-	58,455	-	-	58,455	-	-	
緑市民病院・厚生院の市立大学病院化に伴う 情報通信ネットワークの整備等	-	58,056	-	4,097	53,958	-	-	
東部医療センター駐車場等の整備	-	418,000	-	-	418,000	-	-	
北千種キャンパス芸術工学部研究棟外壁改修	-	17,090	-	-	17,090	-	-	
北千種キャンパス芸術工学部管理棟外壁改修	-	23,720	-	-	23,720	-	-	
田辺通キャンパス共同利用研究棟冷温水発生 機更新	-	1,870	1,870	-	-	-	-	
田辺通キャンパス共同利用研究棟小型貫流ボ イラー更新	-	28,600	-	-	28,600	-	-	
田辺通キャンパス共同利用研究棟中央監視装 置更新	-	1,760	1,760	-	-	-	-	
滝子キャンパス1号館自動火災報知設備更新	-	2,420	2,420	-	-	-	-	
滝子キャンパス1号館冷温水発生機更新	-	1,870	1,870	-	-	-	-	
合 計	-	1,964,310	580,500	613,740	770,069	-	-	

(注) 損益計算書の施設費収益には、当事業年度以前の建設仮勘定見返施設費からの振替額1千円が含まれているため本表の収益計上とは一致していません。

(1 1) - 2 補助金等の明細

(単位：千円)												
名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	備 考
					建設仮勘定 返還補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益	その他		
研究拠点形成費等補助金（持続的な産学共同人材育成システム構築事業）	文部科学省	直接経費	777	22,599	-	891	-	-	19,972	777	1,735	「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
		間接経費	-	3,389	-	-	-	-	3,147	-	241	
大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）	文部科学省	直接経費	15,815	-	-	-	-	-	-	15,815	-	「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
大学改革推進等補助金（感染症医療人材養成事業）	文部科学省	直接経費	11,195	-	-	-	-	-	-	11,195	-	「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業（不育症・ヒト生殖メカニズム解析のための共同研究拠点）機能強化支援」	文部科学省	直接経費	-	15,750	-	-	-	-	15,750	-	-	
科学技術人材育成費補助金（科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業）	文部科学省	直接経費	-	18,000	-	-	-	-	16,666	1,333	-	「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
大学改革推進等補助金（デジタル活用高度専門人材育成事業）	文部科学省	直接経費	121,162	-	-	88,971	-	-	32,190	-	-	
大学改革推進等補助金（ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業）	文部科学省	直接経費	35,000	-	-	11,684	-	-	23,267	-	47	
大学改革推進等補助金（医学部等教育・働き方改革支援事業）	文部科学省	直接経費	-	24,530	-	-	-	-	-	-	24,530	
文化芸術振興費補助金（大学における文化芸術推進事業）「ヘルスケアアート活動をつなぐオンラインネットワークの構築」	文化庁	直接経費	-	6,877	-	-	-	-	6,877	-	-	
慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業費補助金	厚生労働省	直接経費	718	3,140	-	-	-	-	3,140	718	-	「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
医療施設運営費等補助金	厚生労働省	直接経費	-	232	-	-	-	-	232	-	-	
インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（救急・周産期・小児医療体制確保事業）	厚生労働省	直接経費	-	2,231	-	-	-	-	2,231	-	-	
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金	厚生労働省	直接経費	360,452	36,000	-	-	-	-	36,000	126,452	234,000	「その他」欄は交付元へのR2年度交付分の返金分
新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	厚生労働省	直接経費	25,250	-	-	-	-	-	-	-	25,250	
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	厚生労働省	直接経費	-	15,037	-	15,037	-	-	-	-	-	
医療関係者養成確保対策費等補助金（臨床研修費等補助金（医師））	愛知県	直接経費	-	57,844	-	-	-	-	57,844	-	-	
医療関係者養成確保対策費等補助金（臨床研修費等補助金（歯科医師））	愛知県	直接経費	-	3,739	-	-	-	-	3,739	-	-	
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	愛知県	直接経費	-	12,072	-	-	-	-	12,072	-	-	
新人看護職員研修事業費補助金	愛知県	直接経費	-	5,234	-	-	-	-	5,234	-	-	
短時間勤務制度等利用促進事業費補助金	愛知県	直接経費	-	1,245	-	-	-	-	1,245	-	-	
産科医等支援事業費補助金（産科医等育成支援事業）	愛知県	直接経費	-	983	-	-	-	-	983	-	-	
産科医等支援事業費補助金（産科医等確保支援事業）	愛知県	直接経費	-	7,049	-	-	-	-	7,049	-	-	
産科医等支援事業費補助金（新生児医療担当医確保支援事業）	愛知県	直接経費	-	910	-	-	-	-	910	-	-	
周産期母子医療センター運営費補助金	愛知県	直接経費	-	29,208	-	-	-	-	29,208	-	-	
小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金	愛知県	直接経費	-	3,153	-	-	-	-	3,153	-	-	
防災訓練等参加支援事業費補助金	愛知県	直接経費	-	122	-	-	-	-	122	-	-	
病院内保育所運営費補助金	愛知県	直接経費	-	2,859	-	-	-	-	2,859	-	-	
愛知県医療従事者応援金	愛知県	直接経費	-	18,480	-	-	-	-	18,480	-	-	
愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	愛知県	直接経費	168,000	6,501,294	-	-	-	-	6,611,207	58,087	-	「収益」欄にはR3年度交付分109,913千円を含む 「その他」欄は交付元へのR3年度交付分の返金分
愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備補助金	愛知県	直接経費	-	46,455	-	7,975	-	-	38,480	-	-	
新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業）	愛知県	直接経費	-	6,361	-	-	-	-	6,361	-	-	
愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金	愛知県	直接経費	-	11,382	-	-	-	-	11,382	-	-	
看護職員等処遇改善事業費補助金	愛知県	直接経費	-	73,328	-	-	-	-	73,328	-	-	
愛知県医療機関等光熱費高騰対策支援金	愛知県	直接経費	-	72,800	-	-	-	-	72,800	-	-	
訪問看護ステーション派遣研修事業補助金	愛知県	直接経費	-	101	-	-	-	-	101	-	-	

愛知県特種災害・テロ対策設備整備費補助金	愛知県	直接経費	-	2,382	-	-	-	-	2,382	-	-	-
名古屋市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業	名古屋市	直接経費	-	488	-	-	-	-	488	-	-	-
中央看護専門学校と市立大学看護学部の統合準備負担金	名古屋市	直接経費	-	289,778	-	94,643	-	-	195,135	-	-	-
名古屋市立緑市民病院の名古屋市立大学医学部附属病院化の準備負担金	名古屋市	直接経費	-	874,000	459,215	204	-	-	414,580	-	-	-
名古屋市厚生院附属病院の名古屋市立大学医学部附属病院化の準備負担金	名古屋市	直接経費	-	73,896	-	1,182	-	-	72,713	-	-	-
光熱費高騰対策補助金	名古屋市	直接経費	-	337,598	-	-	-	-	337,598	-	-	-
病院群輪番制病院運営費補助金	名古屋市	直接経費	-	69,684	-	-	-	-	69,684	-	-	-
市内周産期母子医療センター運営費補助金	名古屋市	直接経費	-	5,100	-	-	-	-	5,100	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者専用病床にかかる負担金	名古屋市	直接経費	-	595,103	-	8,986	-	-	586,116	-	-	-
新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金	名古屋市	直接経費	-	1,140	-	-	-	-	1,140	-	-	-
新型コロナウイルス感染症救急医療体制運営費補助金	名古屋市	直接経費	-	15,854	-	-	-	-	15,854	-	-	-
新型コロナウイルス感染症救急患者等受入医療機関支援金	名古屋市	直接経費	-	34,125	-	-	-	-	34,125	-	-	-
民間保育所等光熱費に係る物価高騰対応支援補助金	名古屋市	直接経費	-	532	-	-	-	-	532	-	-	-
陽子線治療センター運営負担金	名古屋市	直接経費	-	192,558	-	-	-	-	192,558	-	-	-
次世代研究者挑戦的研究プログラム助成金	国立研究開発法人科学技術振興機構	直接経費	1,885	75,400	-	2,803	-	-	63,826	1,885	8,770	「その他」欄は交付元への83年度交付分の返金分
肝炎情報センター戦略的強化事業委託費	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	直接経費	-	1,436	-	-	-	-	1,436	-	-	-
オンライン資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金（医科）	社会保険診療報酬支払基金	直接経費	-	1,903	-	-	-	-	1,903	-	-	-
オンライン資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金（歯科）	社会保険診療報酬支払基金	直接経費	-	429	-	-	-	-	429	-	-	-
合 計		直接経費	740,255	9,570,426	459,215	232,378	-	-	9,108,491	216,264	294,333	
		間接経費	-	3,389	-	-	-	-	3,147	-	241	
		計	740,255	9,573,815	459,215	232,378	-	-	9,111,638	216,264	294,575	

(1 2) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役 員	常 勤	128,381	9	-	-
	非常勤	2,337	4	-	-
	計	130,718	13	-	-
教 員	常 勤	8,206,827	751	291,795	59
	非常勤	247,878	230	-	-
	計	8,454,705	981	291,795	59
職 員	常 勤	18,679,495	2,829	329,435	201
	非常勤	4,254,681	1,292	-	-
	計	22,934,177	4,121	329,435	201
合 計	常 勤	27,014,704	3,589	621,231	260
	非常勤	4,504,897	1,526	-	-
	計	31,519,601	5,115	621,231	260

- (注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。
- (注) 2 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。
- (注) 3 支給人員数は、年間平均支給人員数によっています。
- (注) 4 報酬又は給与には、賞与及び賞与引当金繰入額を含めております。

(13) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	大学	附属病院	東部医療センター	西部医療センター	法人共通	合 計
業務費用						
業務費	11,681,588	34,641,426	16,435,559	19,428,431	-	82,187,006
教育経費	1,182,969	-	-	-	-	1,182,969
研究経費	1,731,061	80,870	49,747	37,336	-	1,899,014
診療経費	-	20,290,793	8,023,323	10,769,923	-	39,084,040
教育研究支援経費	325,262	-	-	-	-	325,262
受託研究費	647,040	255,316	4,244	1,057	-	907,659
共同研究費	184,385	464	-	-	-	184,849
受託事業費	216,345	56,182	-	-	-	272,527
人件費	7,394,524	13,957,800	8,358,244	8,620,114	-	38,330,683
一般管理費	907,673	391,512	156,548	185,366	-	1,641,100
財務費用	4,246	10,743	1,380	263	-	16,633
雑損	661	-	396	17,114	-	18,173
小 計	12,594,169	35,043,682	16,593,884	19,631,176	-	83,862,912
業務収益						
運営費交付金収益	6,050,714	1,791,803	1,197,802	538,971	-	9,579,291
学生納付金収益	2,815,959	-	-	-	-	2,815,959
附属病院収益	-	30,521,340	14,274,470	17,497,145	-	62,292,956
受託研究収益	670,882	336,618	7,751	2,396	-	1,017,647
共同研究収益	190,776	484	-	-	-	191,261
受託事業等収益	222,077	83,414	-	-	-	305,491
寄附金収益	571,541	34,706	1,878	11	-	608,138
補助金等収益	1,164,221	3,889,839	2,527,530	1,420,133	-	9,001,725
施設費収益	226,413	103,657	22,000	-	-	352,070
研究関連収入	224,551	-	-	-	-	224,551
その他の業務収益	3,882	4,564	464	288	-	9,199
資産見返負債戻入	381,611	222,096	569,620	1,071,797	-	2,245,126
財務収益	494	960	-	-	-	1,454
雑益	204,424	141,132	58,645	115,307	-	519,510
小 計	12,727,550	37,130,619	18,660,164	20,646,051	-	89,164,385
業務損益	133,380	2,086,937	2,066,279	1,014,875	-	5,301,473
土地	15,700,006	5,369,000	9,690,867	3,318,268	-	34,078,142
建物	10,878,726	7,134,131	15,790,214	13,645,960	-	47,449,033
構築物	188,573	44,990	533,054	240,496	-	1,007,114
工具器具備品	2,219,897	6,222,819	3,636,466	5,427,082	-	17,506,265
その他	8,478,433	9,694,735	4,842,480	4,005,076	22,262,261	49,282,988
棚庫資産	37,465,636	28,465,677	34,493,083	26,636,883	22,262,261	149,323,543

(注) 1 セグメントの区分は、診療事業毎に附属病院、東部医療センター、西部医療センターとその他の大学に区分しています。

(注) 2 棚庫資産のうち、法人共通については、現金及び預金、有価証券の額を計上しています。

(注) 3 前中間目標期間繰越積立金の取り崩しを財源とする費用は、大学において業務費が25,720千円発生しています。

(注) 4 損益外減価償却相当額及び損益外減損損失相当額並びに引当外退職給付増加見積額及び引当外賞与増加見積額のセグメント毎の金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	大学	附属病院	東部医療センター	西部医療センター	法人共通	合 計
減価償却費	718,272	1,983,358	1,120,240	1,242,504	-	5,064,375
損益外減価償却相当額	777,376	500,484	722,922	499,884	-	2,500,666
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-	-
損益外利息費用相当額	32	-	-	-	-	32
損益外除売却差額相当額	-	392,222	-	1	-	392,223
引当外賞与増加見積額	39,323	11,221	△14,428	△24,081	-	12,035
引当外退職給付増加見積額	359,632	15,898	533,339	576,241	-	1,485,111

(注) 5 人件費の配分方法

医学部と附属病院の教職員の人件費を、勤務実態に応じて配分しています。この結果、大学（附属病院を除く）セグメントの人件費は16,160千円減少し、附属病院セグメントの人件費は同額増加しています。また、大学（附属病院を除く）セグメントの運営費交付金収益は16,160千円減少し、附属病院セグメントの運営費交付金収益は同額増加しているため、業務損益に与える影響はありません。

(1 4) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

教育経費			
消耗品費		166,698	
備品費		42,838	
印刷製本費		23,450	
水道光熱費		213,560	
旅費交通費		2,841	
通信運搬費		3,987	
賃借料		63,797	
保守料		13,651	
修繕費		103,383	
損害保険料		18	
広告宣伝費		4,911	
行事費		297	
諸会費		4,574	
会議費		36	
報酬・委託・手数料		199,843	
奨学費		191,668	
減価償却費		142,016	
徴収不能額		297	
雑費		5,093	1,182,969
研究経費			
消耗品費		353,310	
備品費		119,851	
印刷製本費		6,803	
水道光熱費		408,315	
旅費交通費		64,432	
通信運搬費		5,652	
賃借料		21,694	
保守料		97,389	
修繕費		57,518	
損害保険料		862	
広告宣伝費		923	
行事費		5	
諸会費		55,189	
会議費		131	
報酬・委託・手数料		338,439	
学用患者費		30,484	
租税公課		28	
減価償却費		269,923	
雑費		2,363	
資産除去債務利息費用		△5	
奨学費		65,700	1,899,014
診療経費			
材料費			
医薬品費	14,620,343		
診療材料費	8,035,854		
医療消耗器具備品費	81,642		
給食用材料費	224,987	22,962,828	
委託費			
検査委託費	571,850		
給食委託費	682,234		
医事委託費	984,249		
清掃委託費	295,117		
保守委託費	895,765		
物品供給業務委託費	257,429		
その他	3,010,488	6,697,136	
設備関係費			
減価償却費	4,218,377		
機器賃借料	155,003		
修繕費	697,620		
機器保守費	634,519		
車両関係費	668		
陽子線設備関係費	638,554	6,344,743	
研修費		33,864	
経費			
消耗品費	66,254		
備品費	187,106		
印刷製本費	27,262		

水道光熱費	2,060,678		
旅費交通費	83,642		
通信運搬費	55,187		
賃借料	340,819		
保険料	27,374		
広告宣伝費	1,222		
諸会費	37,629		
報酬・委託・手数料	91,173		
徴収不能額	4,662		
徴収不能引当金繰入額	58,664		
租税公課	128		
雑費	3,660	3,045,467	39,084,040
教育研究支援経費			
消耗品費		144,345	
備品費		429	
印刷製本費		447	
水道光熱費		24,105	
旅費交通費		123	
通信運搬費		2,666	
賃借料		4,822	
保守料		3,874	
修繕費		581	
諸会費		480	
報酬・委託・手数料		25,922	
減価償却費		117,456	
雑費		6	325,262
受託研究費			907,659
共同研究費			184,849
受託事業費			272,527
役員人件費			
報酬		130,718	
法定福利費		16,745	147,463
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	6,597,836		
賞与	1,587,955		
賞与引当金繰入額	21,034		
退職給付費用	291,822		
法定福利費	1,613,104	10,111,754	
非常勤教員給与			
給料	247,878		
法定福利費	24,264	272,143	10,383,897
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	14,619,769		
賞与	3,889,144		
賞与引当金繰入額	170,581		
退職給付費用	399,310		
法定福利費	3,927,064	23,005,871	
非常勤職員給与			
給料	4,254,681		
法定福利費	538,769	4,793,450	27,799,322
一般管理費			
消耗品費		365,302	
備品費		73,777	
印刷製本費		10,726	
水道光熱費		36,405	
旅費交通費		4,638	
通信運搬費		12,456	
賃借料		20,770	
保守料		22,682	
修繕費		121,968	
損害保険料		58,842	
広告宣伝費		11,567	
行事費		75	
諸会費		7,308	
会議費		42	
報酬・委託・手数料		615,755	
租税公課		109,454	
減価償却費		158,143	
雑費		11,182	1,641,100

(15) 寄附金の明細

区 分	当期受入	件数	摘要
	(千円)	(件)	
大学（附属病院を除く）	792,069	1,988	うち現物寄附 177,301千円（1,367件）
附属病院	240,763	102	うち現物寄附 7,920千円（ 1件）
東部医療センター	1,143	25	
西部医療センター	844	6	うち現物寄附 599千円（ 1件）
合 計	1,034,820	2,121	

（注） 当期受入額は運用利息1,130千円を控除しております。

(16) 受託研究の明細

（単位：千円）

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 （設立団体）	直接経費	4	-	-	4
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 （設立団体）	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	1,410	3,534	4,811	133
	間接経費	-	955	955	-
国	直接経費	6,620	35,245	41,866	0
	間接経費	103	3,524	3,628	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	50,183	419,783	426,620	43,345
	間接経費	2,874	115,301	117,687	487
株式会社等	直接経費	147,319	116,008	115,486	147,840
	間接経費	5,265	277,804	278,225	4,843
その他	直接経費	3,636	21,652	21,858	3,431
	間接経費	3	6,503	6,507	-
合 計	直接経費	209,175	596,224	610,643	194,755
	間接経費	8,247	404,088	407,004	5,331

(17) 共同研究の明細

(単位：千円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	230	230	-
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	119,568	160,142	145,740	133,969
	間接経費	702	37,559	38,262	-
その他	直接経費	4,253	12,223	7,028	9,449
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	123,822	172,595	152,998	143,419
	間接経費	702	37,559	38,262	-

(18) 受託事業等の明細

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	765	34,952	35,351	366
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	366,577	305,195	50,170	621,602
	間接経費	-	-	-	-
国	直接経費	3,293	160,904	162,321	1,876
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	1,742	-	1,742	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	13,220	23,388	32,420	4,188
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	0	23,485	23,485	0
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	385,599	547,926	305,491	628,034
	間接経費	-	-	-	-

(19) 科学研究費助成事業等の明細

(単位：千円、件)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
新学術領域研究	(4,000) 1,200	2	文部科学省
学術変革領域研究 (A)	(11,042) 3,042	2	文部科学省
学術変革領域研究 (B)	(4,300) 1,290	0	文部科学省
基盤研究 (S)	(23,700) 7,110	1	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (A)	(53,515) 14,483	10	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (B)	(165,172) 54,130	68	独立行政法人 日本学術振興会
研究活動スタート支援	(17,100) 5,130	17	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究支援基盤形成	(3,630) 1,089	0	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (C))	(237,272) 70,238	242	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦的研究 (萌芽))	(25,166) 7,639	15	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦的研究 (開拓))	(12,900) 3,870	2	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (若手研究)	(133,109) 39,662	133	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (若手研究 (B))	(373) 30	2	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))	(12,000) 3,600	1	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))	(14,990) 4,737	6	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)	(32,700) 9,810	1	独立行政法人 日本学術振興会
特別研究員奨励費	(7,300) 690	8	独立行政法人 日本学術振興会
奨励研究	(50) -	1	独立行政法人 日本学術振興会
研究成果公開促進費 (学術図書)	(3,600) -	2	独立行政法人 日本学術振興会
研究成果公開促進費 (ひらめき☆ときめきサイエンス)	(500) -	1	独立行政法人 日本学術振興会
厚生労働科学研究費補助金	(76,952) 14,913	6	厚生労働省
合計	(839,374) 242,666	520	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として () 内に記載しております。

(2 0) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(2 0) - 1 現金及び預金の明細

(単位：千円)

区 分		金額
現金		32,633
預金の種類	普通預金	20,479,628
	定期預金	750,000
	小計	21,229,628
合 計		21,262,261

(2 0) - 2 未収附属病院収入の明細

(単位：千円)

区 分	金額
国民健康保険団体連合会	7,096,932
社会保険診療報酬支払基金	4,809,173
患者未収入金	327,459
その他	353,863
合 計	12,587,429

(2 0) - 3 資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)

区 分	金額
構築物	299,633
工具器具備品	4,970,194
図書	5,263,847
その他	1,074
合 計	10,534,749

(2 0) - 4 未払金の明細

(単位：千円)

区 分	金 額
教職員への退職金	507,777
株式会社八神製作所	1,475,123
株式会社スズケン	1,001,383
名古屋市健康福祉局	747,259
アルフレッサ株式会社	738,804
清水・徳倉特定建設工事共同企業体	447,700
名工建設株式会社	389,227
シーメンスヘルスケア株式会社	384,808
その他	6,536,114
合 計	12,228,198

(2 1) 関連公益法人等の概要等

該当事項はありません。